

通所介護重要事項説明書

＜令和 7 年 5 月 1 日現在＞

1 事業の目的

高齢者在宅サービスセンターにしき苑は、地域で暮らす高齢者が、可能な限り、居宅においてその方の能力に応じた自立した生活が送れるよう、必要な日常生活上のお世話や機能訓練等を提供する。

2 高齢者在宅サービスにしき苑の概要

（１）事業所の概要

名 称	高齢者在宅サービスセンターにしき苑
所 在 地	東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38
介護保険指定番号	通所介護 (東京都 11 高介事指 第 2284 号)
サービスを提供する対象地域	国分寺市全域
併設事業所	[特別養護老人ホームにしき苑]・[老人短期入所事業]・[介護予防短期入所生活介護][介護予防通所介護]・[訪問介護]・[介護予防訪問介護]・[障害福祉サービス事業][移動支援事業]・[居宅介護支援事業]
第三者評価の実施の有無	有・ ☒ 無 実施した直近の年月日 年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有・ ☒ 無

（２）同センターの職員体制

	実配置状況			
	常勤（非常勤）	資格者の内容	計	指定基準
管理者	1 名（0）	介護福祉士	1 名	1 名
生活相談員	1 名（0）	介護福祉士	1 名	1 名
介護職員	4 名（2）	介護福祉士 5 名・ヘルパー 2 級 1 名	6 名	3 名
看護職員	1 名（0）	正看護師 1 名	1 名	1 名
機能訓練指導員	1 名（0）	柔道整復師 1 名	1 名	1 名
栄養士	1 名（0）	栄養士 1 名	1 名	1 名
送迎（運転手）	0 名（1）		1 名	0 名

（３）同センターの設備の概要

定員	25 名（月～金・祝日）	静養室	1 室
食堂兼機能訓練室	1 室	相談室	1 室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽	送迎車	3 台

（４）営業時間

月曜～金曜・祝日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 但し、サービス提供時間は午前 9 時～午後 5 時
土曜・日曜	定休日（12/29～1/3 まで休業）

3 サービス内容

☆共通的服务

- ① 食事の介助（ただし、食事の提供に係る費用は別途お支払いいただきます。）
食事の準備、介助を行います。当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養及びご利用者の身体の状態並びに嗜好を考慮した食事を提供します。
- ② 入浴
入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 排泄
利用者の排せつの介助を行います。
- ④ 送迎サービス
利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の本人負担分を追加料金としてご負担いただきます。

①個別機能訓練加算

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

4 料金

（１）利用料金〔通常規模型 通所介護費〕

① 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

	1 日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額		
要介護度 1	3,951円	1 割の場合	396円	2 割の場合 791円 3 割の場合 1,186円
要介護度 2	4,517円	1 割の場合	452円	2 割の場合 904円 3 割の場合 1,356円
要介護度 3	5,115円	1 割の場合	512円	2 割の場合 1,023円 3 割の場合 1,535円
要介護度 4	5,692円	1 割の場合	570円	2 割の場合 1,139円 3 割の場合 1,708円
要介護度 5	6,279円	1 割の場合	628円	2 割の場合 1,256円 3 割の場合 1,884円

② 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

	1 日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額		
要介護度 1	4,143円	1 割の場合	415円	2 割の場合 829円 3 割の場合 1,243円
要介護度 2	4,741円	1 割の場合	475円	2 割の場合 949円 3 割の場合 1,423円
要介護度 3	5,361円	1 割の場合	537円	2 割の場合 1,073円 3 割の場合 1,609円
要介護度 4	5,980円	1 割の場合	598円	2 割の場合 1,196円 3 割の場合 1,794円
要介護度 5	6,589円	1 割の場合	659円	2 割の場合 1,318円 3 割の場合 1,977円

③ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

	1 日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額		
要介護度 1	6,087円	1 割の場合	609円	2 割の場合 1,218円 3 割の場合 1,827円
要介護度 2	7,187円	1 割の場合	719円	2 割の場合 1,438円 3 割の場合 2,157円
要介護度 3	8,298円	1 割の場合	830円	2 割の場合 1,660円 3 割の場合 2,490円
要介護度 4	9,398円	1 割の場合	940円	2 割の場合 1,880円 3 割の場合 2,820円
要介護度 5	10,509円	1 割の場合	1,051円	2 割の場合 2,102円 3 割の場合 3,153円

④ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

	1 日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額		
要介護度 1	6,237円	1 割の場合	624円	2 割の場合 1,248円 3 割の場合 1,872円
要介護度 2	7,358円	1 割の場合	736円	2 割の場合 1,472円 3 割の場合 2,208円
要介護度 3	8,501円	1 割の場合	851円	2 割の場合 1,701円 3 割の場合 2,551円
要介護度 4	9,622円	1 割の場合	963円	2 割の場合 1,925円 3 割の場合 2,887円
要介護度 5	10,765円	1 割の場合	1,077円	2 割の場合 2,153円 3 割の場合 3,230円

⑤ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

	1 日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額		
要介護度 1	7,027円	1 割の場合	703円	2 割の場合 1,406円 3 割の場合 2,109円
要介護度 2	8,298円	1 割の場合	830円	2 割の場合 1,660円 3 割の場合 2,490円
要介護度 3	9,612円	1 割の場合	962円	2 割の場合 1,923円 3 割の場合 2,884円
要介護度 4	10,925円	1 割の場合	1,093円	2 割の場合 2,185円 3 割の場合 3,278円
要介護度 5	12,260円	1 割の場合	1,226円	2 割の場合 2,452円 3 割の場合 3,678円

⑥ 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

	1 日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額		
要介護度 1	7,144円	1 割の場合	715円	2 割の場合 1,429円 3 割の場合 2,144円
要介護度 2	8,447円	1 割の場合	845円	2 割の場合 1,690円 3 割の場合 2,535円
要介護度 3	9,772円	1 割の場合	978円	2 割の場合 1,955円 3 割の場合 2,932円
要介護度 4	11,117円	1 割の場合	1,112円	2 割の場合 2,224円 3 割の場合 3,336円
要介護度 5	12,474円	1 割の場合	1,248円	2 割の場合 2,495円 3 割の場合 3,743円

※加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割	2割	3割	
			負担	負担	負担	
入浴介護加算（Ⅰ）	40	427円	43円	86円	129円	1 日につき
中重度ケア体制加算	45	480円	48円	96円	144円	1 日につき
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56	598円	60円	120円	180円	機能訓練を実施した日数
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	214円	22円	43円	65円	1 月につき
ADL維持等加算（Ⅰ）	30	320円	32円	64円	96円	1 月につき
ADL維持等加算（Ⅱ）	60	640円	64円	128円	192円	1 月につき
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40	427円	43円	86円	129円	1 月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	234円	24円	47円	71円	1 日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	192円	20円	39円	58円	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	64円	7円	13円	20円	

上記の基本サービス部分に以下の料金が加算されます

加算	所定単位数の	地区単位	利用者負担額			所定単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	9.0%	10.68	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数

※利用者に対し、居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合（ご家族が送迎される場合等）は、片道につき 502 円（利用者負担：1 割 51 円、2 割 101 円、3 割 151 円）減額されます
 ※地区別単位（1 単位当たり）3 級地 10.68 円

- ⑦ 昼食代：1 食あたり 852 円（全額自己負担）
- ⑧ その他：上記の他、おむつ代、レクリエーション代にかかる費用等は自己負担となります。

（2）キャンセル料

利用者のご都合等でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前営業日 3 日前以前にご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日午前 9 時までにご連絡いただいた場合	食事代
③ご利用日の当日午前 9 時までにご連絡がなかった場合	サービス利用予定料、食事代

（3）支払方法

- ① にしき苑は、当月の利用額の請求書を、翌月 20 日頃に利用者へ送信します。
- ② 利用者は、当月の料金の合計額を翌々月 8 日に預金口座振替により支払います。
- ③ にしき苑は、利用者から料金の支払を受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

5 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（サービス利用の際は、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用者票を提示して下さい。）

（2）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了希望日の 1 週間前までにお申し出ください。

②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 か月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が非該当（自立）・要支援 1・要支援 2 と認定された場合

※この場合、条件を変更して予防通所介護として契約をすることができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反する場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当センターが破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス料金の支払いを 3 か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、20 日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3 か月以上にわたってサービスが利用できない状態にあることが明らかになった場合、又は利用者やご家族などが当センターのサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 虐待防止のための措置

にしき苑は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。(虐待防止責任者；施設長)
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整理に努めます。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するとともに、早期対応については、市町村及び関係機関の協力も得て対応いたします。

7. 身体的拘束等について

にしき苑は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5 年間保存します。

8. 衛生管理等

- (1) 通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の予防のための訓練を定期的 to 実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

9. 業務継続計画（BCP）の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務開催を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. ハラスメントの防止のための取り組み

にしき苑は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場内において職員に対する以下のハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。

ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記（1）から（3）のいずれかの行為に該当するものとします。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
（セクシャル・ハラスメント）

11. サービス内容に関する苦情等

(1) 事業所の相談・苦情窓口

当事業所の通所介護に関するご相談・苦情について承ります。

相談員または管理者までお申し出下さい。

相談・苦情受付担当者：デイサービス主任

管理者：施設長

連絡先：〒185-0014 東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38

電話 042-327-2225 ファックス 042-328-3908

電子メール en-soumu@jcom.home.ne.jp

(2) 法人の相談窓口

担当者：総務課

連絡先：〒185-0014 東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目 22 番地 38

社会福祉法人 普門会

電話 042-327-2225 ファックス 042-328-3908

電子メール en-soumu@jcom.home.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.nishiki-en.com>

(3) 苦情処理のための第三者機関について

本会では、苦情処理のため第三者委員を委嘱して、苦情等のご相談内容について、利用者の立場にたった公正な解決に努めます。苦情対応第三者委員(普門会評議員)

(4) 行政機関

国分寺市役所 福祉部 高齢福祉課	国分寺市泉町 2-3-8 いずみプラザ 1 階 TEL 042-321-1301 fax 042-320-1180
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 11 階 TEL 03-6238-0177

《 契約をする際の確認事項 》

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明をしました。

高齢者在宅サービスセンター

説明者 氏名 _____ 印

私は、利用契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 _____ 印

(家族代表者又は代理人 _____ 印)

続柄 _____